

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

令和4年12月26日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	株式会社 エスエフ ^{エス} エフ ^{エス}		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 岸部南3-10-6		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	我が家の家が古いので「振動で」壊れます。反対 病弱なので「騒動」に耐えられはいてす。		
※受付年月日	R7 年12月3日	※受付番号	第07-13号
※備 考			※受付印 受付 開二室六室 8.1-6 第 号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

環境まちづくり方針（案）

様式1

令和 7 年 12 月 26 日

吹田市 長 あて

住所 大阪府大阪市中之島4丁目9番25号 フジヒサフJ中之島ビル

※注1 株式会社フジヒサフJ

氏名 代表取締役 久保達

電話 (06) 6441 - 3030

受付番号	第07-L-13			
事業の名称	(仮称)吹田市岸部南3丁目新築工事			
対象事業区域	吹田市 岸部南3丁目101-6			
※注1 設計・代理者	住所 大阪府大阪市西区阿波座1-12-17 氏名 株式会社イサラ・デザイン 佐藤博之 電話 (06) 6534 - 1180 (担当者: 牛田)			
※注1 工事施工者	住所 未定 氏名 電話 () -			
事業予定期間	令和 8 年 (2026 年) 7 月 1 日 から 令和 9 年 (2027 年) 9 月 30 日 まで			
事業の規模		計画部分	既存部分	合計
	対象事業面積	1,724.12 m ²	m ²	1,724.12 m ²
	建築面積	929.35 m ²	m ²	929.35 m ²
	延べ面積	3,861.79 m ²	m ²	3,861.79 m ²
	最高の高さ	15.35 m	m	
構造・階数	鉄筋コンクリート 造・一部 造 地上 5 階・地下 階			
事業の目的・内容	区分 ☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 新設 ☐ 増設			
	☐ 開発行為事業(目的:) ☐ 建築物の新築又は増築の事業 (☐ 工場・事業場 ☐ 住宅・共同住宅 (109 戸) ☐ 商業施設 ☐ 事務所 ☐ 公共的建築物 ☐ その他 ()) ☐ その他 ()			
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる			
添付書類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車輛通行ルート図 ・その他必要と認める図書			

第 号

注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針	資源消費・環境負荷・廃棄物の削減と自然環境との共生(健康・快適性への配慮)に資する持続可能な都市と建築空間の創造・維持管理により、健康で安全な都市環境の実現に努めます。
当該事業における環境まちづくり方針	環境を行うにあたり、環境に配慮した建築物を計画します。

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中

実施率 100 パーセント

(小数点第2位以下切り捨て)

一:方針(案)

実施する・一部実施するの項目数

該当なしを除いた項目数

= 48 / 48

計画率

100

50

40

30

20

10

0

計画率

計画率

計画率

計画率

計画率

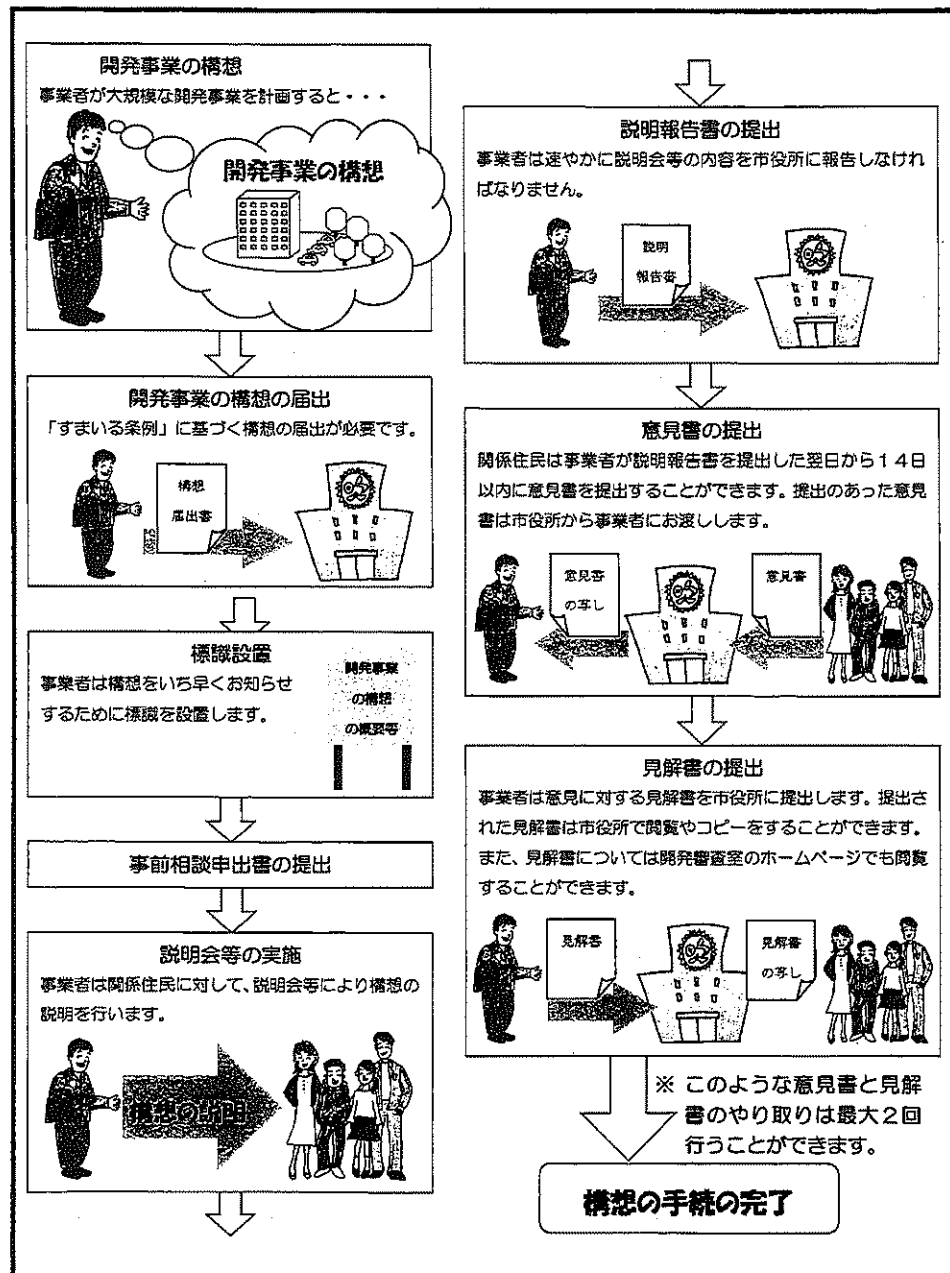
計画率

公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
19	13	5	3	5	3
19	13	5	3	5	3

主な実施内容

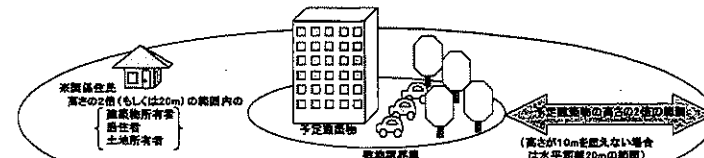
工事車輻は周辺道路、敷地の立地状況を勘案し、一般に交通の安全確保に努めます。

～「構想」の手の続の流れは次のようになります。～



関係住民(事業の構想の説明を受ける方)とは、・・・

事業区域の境界線からの水平距離が建築物の高さの2倍の範囲内(建築物の高さが10mを超えない場合は20mの範囲内)の建築物の所有者、居住者、土地の所有者のことをいいます。



- ※ 事業予定地にたてられる構想の標識は、手が進められるたびに事業者によって書き加えられるようになっています。説明報告書の提出日などは標識を見て確認してください。

市役所に提出された説明報告書や意見書、見解書などは、開発審査室(低層棟2階)の窓口で、閲覧や写しの交付を受けることができますので、必要な方は申し出てください。

また、意見書の様式についても開発審査室の窓口においてお配りしています。見解書については開発審査室のホームページでも閲覧することができます。

吹田市
Suita City

大規模開発事業構想の経過書

☎ 問い合わせ先 ☎

吹田市役所 都市計画部 開発審査室(低層棟2階)
TEL 06-6384-1974(直通)
FAX 06-6368-9901

2026年2月13日

No 1

事業主：株式会社フジヒサ FJ

事業主代理：株式会社L. B. C総合事務所

設計者：株式会社イサラ・デザイン

(仮称)吹田市岸部南3丁目計画に関する意見書に対する見解書

- ①ご意見頂きありがとうございます。内容につきましては今後の新築工事等に関するご意見となりますので、施工者が確定いたしましたら改めて詳細等について説明を行い、施工中もきっちり対応いたします。

併せて、敷地隣接の方には新築工事の前に家屋の状況調査を実施いたします。万が一工事に起因する事象等がございましたら、真摯に対応並びに協議等を行います。

様式第8号

意見書・再意見書

令和8年1月28日

吹田市長 様

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項
第3項の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 吹田市岸部南3丁目新築工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 岸部南3丁目101-6				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	開発地の東側に隣接する平屋の戸建て住宅に住む者です。3点質問致します。 ①日照について。ある程度は仕方ないと思いますが、どのくらい妨げられるのでしょうか。 ②衛星放送のアンテナについて。自宅の西側にBS受信用アンテナが設置してありますが、5階建ての建物により、電波が届かなくなることはないのでしょうか。また、遮られる場合、工事費用などは負担して頂けるのでしょうか。 ③109戸ということですが、どのような方々が対象となる建物なのでしょうか。環境面が不安です。				
※受付年月日	R7 年12月3 日	※受付番号	第07-L-13号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

2026年2月13日

No 2

事業主：株式会社フジヒサ FJ

事業主代理：株式会社L. B. C総合事務所

設計者：株式会社イサラ・デザイン

(仮称)吹田市岸部南3丁目計画に関する意見書に対する見解書

- ①日照（日影）については次の「中高層建築物の日照障害等の指導要領」の説明にて資料等お持ちいたします。
- ②電波障害については事前に調査を実施し障害が発生する方への対応を行います。費用等については事業者にて負担いたします。
- ③各部屋は主に単身向けの計画となりますので、単身の方や学生様への入居等を考えております。